

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)  
【令和7年度～令和11年度】  
改訂(案)(一部抜粋)

令和7年(2025年)3月  
(令和8年(2025年)〇月改訂)  
中野区

※下線部が変更点



## 第3節

## 需要見込みと確保方策

## 1 教育・保育施設の現状と利用状況

### ◆区内の幼稚園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)
私立幼稚園	18	3,317
区立幼稚園	2	160
合計	20	3,477

### ◆区内の保育施設の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)
認可保育所	93	7,403
区立	10	972
私立	83	6,431
地域型保育事業	17	177
家庭的保育事業	7	24
小規模保育事業	9	152
事業所内保育事業	0	0
居宅訪問型保育事業	1	1
認証保育所	7	212

### ◆区内の認定こども園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)	
		幼稚園的利用	保育園的利用
幼保連携型認定こども園	3	114	295
幼稚園型認定こども園	1	165	66
保育所型認定こども園	1	9	100
合計	5	288	461

## 2 子ども・子育て支援制度の概要

### 子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

#### 1 子どものための教育・保育給付

##### ◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

##### ◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

#### 3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

#### 4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)【新規※4】

保育所や幼稚園等に通っていない子どもへの支援

#### 2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業【新規※1】
- 児童育成支援拠点事業【新規※1】
- 親子関係形成支援事業【新規※1】
- 産後ケア事業【新規※2】
- 妊婦等包括相談支援事業【新規※3】

※1…令和4年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※2…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業です。

※3…令和6年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※4…令和8年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加される事業です。

#### 1 子どものための教育・保育給付

##### ◆施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- (1) 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- (2) 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付

##### ◆地域型保育給付

※下線部が変更点

地域型保育給付は、区が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ・小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと、小規模(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育事業…病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業
- ・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

## 2 地域子ども・子育て支援事業

区市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

## 3 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園(新制度未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等(※)において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業

## 4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

保育所や幼稚園等に通っていない子どもへの支援を強化するため、現行の「1 子どものための教育・保育給付」とは別に、令和8年度より新たに創設される制度です。

### 【区域の設定】

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針により、区市町村は、量の見込みと確保方を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を勘案して、地域の実情に応じて、提供区域を定めることとされています。

中野区では区全域を1つの区域として、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。

### 3 需要見込みと確保方策

#### (1) 幼児期の教育・保育

##### ① 保育の必要性の認定区分

計画期間における幼児期の教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。

##### 【保育の必要性の認定区分】

保育の必要性の認定区分は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園、認可保育所、地域型保育事業

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

##### ② 確保方策の考え方

幼児期の教育・保育の需要に対する必要な定員の確保に向けて、地域ごとの需要に応じた私立認可保育所の整備、認可保育所等の柔軟な定員変更により、適正な定員を確保することで待機児童数ゼロを維持するとともに、施設の類型を変更する教育・保育施設を対象に必要な支援を行います。

※下線部が変更点

③ 計画期間における新規確保方策(各年度4月1日時点の施設数)

年 度	令和6年度(実績)		令和7年度		令和8年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	2施設	5施設	-	5施設	-	5施設
幼稚園	-	20施設	▲2施設	18施設	▲1施設	17施設
認可保育所	認定こども園化 ▲2施設	93施設	-	93施設	-	93施設
地域型保育事業	小規模 ▲3施設 家庭的 ▲1施設	17施設	-	17施設	-	17施設
認証保育所等	-	7施設	-	7施設	-	7施設

年 度	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	-	5施設	-	5施設	-	5施設
幼稚園	-	17施設	-	17施設	-	17施設
認可保育所	-	93施設	-	93施設	-	93施設
地域型保育事業	-	17施設	-	17施設	-	17施設
認証保育所等	-	7施設	-	7施設	-	7施設

※下線部が変更点

④ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（各年度4月1日時点）

◆1号認定（満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		1,958	1,771	1,587	1,384	1,206
確保方策	認定こども園、幼稚園（新制度移行）※	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
	私立幼稚園（新制度未移行）	2,497	2,287	2,287	2,287	2,287
	合計（b）	3,535	3,325	3,325	3,325	3,325
過不足(b)－(a)		1,577	1,554	1,738	1,941	2,119

※幼稚園（新制度移行）…区立幼稚園2園、私立幼稚園4園

◆2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		3,956	3,989	4,003	3,933	3,887
確保方策	認定こども園 認可保育所	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599
	認証保育所等（認可外保育施設）	52	52	52	52	52
	合計（b）	4,651	4,651	4,651	4,651	4,651
過不足(b)－(a)		695	662	648	718	764

※下線部が変更点

◆3号認定（満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用）

【0歳児】

(単位：人)

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	需要見込み (a)	524	513	495	475	463
確保 方 策	認定こども園 認可保育所	658	658	658	658	658
	地域型保育事業	40	40	40	40	40
	認証保育所等（認 可外保育施設）	44	44	44	44	44
	合計 (b)	742	742	742	742	742
	過不足(b)－(a)	218	229	247	267	279

【1歳児】

(単位：人)

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	需要見込み (a)	1,364	1,350	1,356	1,347	1,331
確保 方 策	認定こども園 認可保育所	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	地域型保育事業	63	63	63	63	63
	認証保育所等（認 可外保育施設）	51	51	51	51	51
	合計 (b)	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
	過不足(b)－(a)	0	14	8	17	33

※下線部が変更点

【2歳児】

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要見込み (a)	1,413	1,360	1,343	1,354	1,351	
確保 方策	認定こども園 認可保育所	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
	地域型保育事業	73	73	73	73	73
	認証保育所等(認 可外保育施設)	65	65	65	65	65
	合計 (b)	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
過不足(b) - (a)	82	135	152	141	144	

### (3) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

#### 【事業概要】

令和8年度から、国により、就労の有無を問わず月一定時間まで保育施設等を利用できる制度が創設されます。

中野区では、区内に在住しており、保育所や幼稚園等に通っていない子どもが区内の施設を利用する場合に、0歳6か月から2歳児クラス相当（満3歳児を含む）までの期間中に、月最大80時間まで利用できる制度として、区独自の上乗せをして実施します。また、制度を利用した3歳以上の子どもに向けては、利用可能な教育・保育施設について案内する等により、教育・保育施設との円滑な接続に努めます。

#### 【需要見込みと確保方策】

需要見込みは、現在の国の指針に基づいて、国が定める制度（子ども一人あたり月10時間までの利用）のために必要となる、1時間あたりの利用定員の数を算出しています。一方で、区では、区民が月10時間を超過して利用できる制度となるよう、これを上回る利用定員の確保を目指して確保方策を設定します。

なお、本制度は新たな制度であるため、今後の利用状況や施策の動向等を踏まえ、必要に応じて継続的な見直しを行います。

(単位：人／時間)

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	0歳児	<u>28</u>	<u>27</u>	<u>26</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
	1歳児	<u>20</u>	<u>19</u>	<u>18</u>	<u>16</u>	<u>14</u>
	2歳児	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>12</u>
	合計(a)	<u>69</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>54</u>	<u>50</u>
確 保 方 策	0歳児	<u>5</u>	<u>8</u>	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>17</u>
	1歳児	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>16</u>
	2歳児	<u>14</u>	<u>64</u>	<u>91</u>	<u>94</u>	<u>97</u>
	合計(b)	<u>23</u>	<u>79</u>	<u>112</u>	<u>121</u>	<u>130</u>
過不足(b-a)		<u>-46</u>	<u>15</u>	<u>52</u>	<u>67</u>	<u>80</u>